

広川町高齢者保健福祉計画
策定業務委託仕様書

令和5年 7月
広 川 町

広川町高齢者保健福祉計画策定業務仕様書

1 業務名

第9次広川町高齢者保健福祉計画策定業務委託

2 委託業務期限

契約締結日から令和6年3月20日まで

3 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条に基づき、第9次広川町高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定するため、国や県の動向、広川町の状況等を的確に把握し、広川町が取り組むべき課題や老人福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める計画を策定するとともに、計画を策定するために設置する委員会等の運営支援や資料作成業務について委託するものである。

4 委託業務内容

本業務は老人福祉法第20条に基づく「市町村老人福祉計画」であり、計画に盛り込むべき事項を踏まえ、「福岡県高齢者健康福祉支援計画」「第9期介護保険事業計画(福岡県介護保険広域連合)」および本町で策定した他計画との整合性を保ちながら策定するものであり、企画提案、調査結果からの計画策定、成果品の編集までの関連業務とする。なお、計画策定にあたっては、地域における福祉サービスの利用や地域福祉活動への住民参加等の住民アンケート調査をはじめとする基礎調査の実施、課題の抽出、地域福祉の向上性の検討などを実施し、将来を展望した広川町の特性にあった計画を策定するものとする。

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向・県の関連計画、広川町の概要及び社会経済的特性等について、広川町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。受託者は、調査票の設計及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果全般の取りまとめを行う。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は広川町が行う。調査表の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送・回収は受託者が行う。(郵送料については受託者が負担する。)

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	1, 500人
サンプル数見込み	750票 (50%回収)
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種

集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問のクロス集計
------	---------------------------------

- (3) 各種現状分析
- ① 各種統計資料の取りまとめ
 広川町の現行計画や福祉等の関連施策の実態把握及び課題の検証等を行い、直近3箇年の福祉サービスの実績等各種統計資料を取りまとめる。
- ② 施策現状の取りまとめ
 町総合計画等の上位計画及び関連計画等を活用して本町における高齢者保健福祉施策の現状を取りまとめ、課題を抽出する。
- ③ 現行計画の評価
 ① ②を参考に現行計画の評価を行う。
- (4) 関係団体等に対する調査
 地域福祉の関係団体等に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。
 調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は広川町が行い、受託者が結果を取りまとめる。
- (5) 庁内関係課・係等に対する調査
 福祉課及び関係各課の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各係に調査を実施する。
 調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当係がシートに必要な事項を記入する。各担当係への配布・回収は広川町が行い、受託者が結果を取りまとめる。
- (6) 課題の整理・抽出
 基礎的な地域データやアンケート調査等の結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。
- (7) 検証可能な重点施策・数値目標の検討
 重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び広川町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指数を設定する。
- (8) 計画骨子案・素案の作成
 上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系を取りまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。
- (9) パブリックコメント実施支援
 本計画のパブリックコメントの実施のために必要な資料・データの提供等、広川町への支援を行うとともに、その対応策についても検討を行う。
- (10) 計画策定委員会への出席・運営支援
 計画内容を審議する広川町高齢者サービス調整チーム委員会に、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、議事録の作成と協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(11) その他、計画策定に必要と思われる業務については、協議の上決定する。

6 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ・アンケート調査報告書（A4版、150頁程度、表紙/本文1色）：1部
- ・高齢者保健福祉計画書（A4版、70頁程度、表紙カラー/本文1色、無線綴じ）：100部
- ・上記データ一式（CD-ROM）：1部
- ・その他町長が認めたもの

7 その他

- (1) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変化した場合には、広川町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 業務を進行する上で必要な書類については、広川町から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (3) 受託者は個人情報の適切な取扱いを保証できることとし、業務中に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は本業務の連絡調整については、緊密に行うこととし、広川町からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援をするものとする。また、策定にあたり経験と知識を有した担当者を配置し推進執行体制を充実させ、常に情報交換できる体制を確立すること。
- (5) 成果品については、すべて広川町に帰属するものとし、広川町の許可なく他に公表・貸与・使用してはならない。
- (6) 業務中、計画策定に関する最新の情報取得に最大限努めること。また、情報取得の遅れにより、業務に支障が出ることをないよう留意すること。
- (7) その他本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ広川町と協議し、決定すること。